

2008年2月29日

株式会社レオパレス21  
代表取締役 北川 芳輝 殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西 (KC's)  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先(事務局)】担当：西島  
〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31  
OMMビル1階 大阪府消費生活センター内  
TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
H P : http://www.kc-s.or.jp

## ご 連 絡

当団体は、貴社に対し、昨年10月2日付にて「お問い合わせ」をお送りした後、これに対する貴社からの同月15日付「回答書」の内容も含めて検討を重ねた結果、貴社の賃貸借契約条項等には消費者の利益に反し不当と思われる諸点があり、これによって消費者被害が拡大するおそれがあると判断しましたので、本年2月1日付「申入書」をもって、消費者契約法第12条第3項にもとづいて訴訟外の差止請求を実施しました。これに対して、貴社からは、2月5日頃にお電話にて回答期限の2月15日までに回答する旨のご連絡を頂いておりましたところ、このたび、2月12日付にて「貴団体の「申入書」に対する回答期日についてのお願い」と題する書面にて、2月15日までという当団体指定の回答期限が余りに短期間であるので回答書の提出を本年3月末日としたい旨のお申し出をいただきました。

しかしながら、当団体としては、本件に関する当団体としての対応の検討を進めさせていただきます。貴社お申し出の本年3月末日まで、当団体の検討を中断することはいたしませんので、その旨ご了解ください。

もちろん、当団体は、貴社が当団体の申入等を機に何らかのご対応をされ、それについてご報告等を頂くこと、あるいは当団体と前向きなお話し合いの場を持っていただくこと等につきましては、何時の時点においてもこれを拒むものではございません。早期に消費者の利益に合致した貴社契約条項等の見直し改善が実現することこそが重要と考えておりますので、貴社にても今後とも前向きなご検討を進めていただきたいと思います。

また、既にご連絡しておりますとおり、「申入書」以後に貴社からお送りいただきました書面、及び当団体から貴社にお送りする書面は、全て当団体ホームページにて、原本のまま公開させていただきます。

以 上